

# 環境法 BASIC〔第2版〕

大塚 直

2016年8月発売/554頁/本体4000円+税  
A5判/並製



編集  
担当  
から

『環境法 BASIC』が初版刊行後3年を経て、第2版となりました。本書は国内法を中心とした環境法の学習書です。重要用語がゴシックで、また重要センテンスがアンダーラインで示されるなど視覚的な配慮がなされているほか、各所に基本事項を問う「Q」が配置され、読者は、それに答えることを意識しながら読み進めることができます。「➡」を付した発展的設問については、本書の中に答えのヒントが隠されています。

本書の第3編「公害・環境事件の司法・行政的解決」は、とりわけ充実した内容となっています。ここだけの話ですが、著者の大塚先生の体系書『環境法』（現在第3版。有斐閣、2010年）に引けを取らない内容となっています。法科大学院生、実務初心者をとくに意識してのことです。

最新・最先端の内容が凝縮された本書で、ぜひ環境法のエッセンスをつかんで下さい。(S)

## Point!

P

第3編「公害・環境事件の司法・行政的解決」は第11章・第12章で構成されています。

### 第11章 公害・環境訴訟と 公害紛争処理

公害・環境問題に関する紛争については司法・行政的解決が問われることが少なくない。民事・行政・刑事訴訟と公害紛争処理について記しておく。

#### 11-1 民事訴訟

##### 1 損害賠償訴訟

わが国における公害・環境問題に対する法的対応は、悲惨な人身被害事件の加害者に対する民事訴訟から始まった。公害・環境問題に対する民事上の請求には、不法行為に基づく損害賠償請求と私法的差止請求とがあるが、それぞれについて、加害者が一定の要件（損害賠償と私法的差止請求と異なる）を満たす場合に限り、責任を負うものとされている。そして、その要件については、被害者の側で立証しなければならないが、公害・環境事件でこれを立証することは必ずしも容易ではない。そこで、公害の特殊性に鑑みて従来の理論を修正すべき場合も多く、その問題が判例・学説上重要な論点とされている。以下では、損害賠償訴訟について説明することにしたい。

(1) 故意・過失、権利侵害

(a) 故意・過失

公害・環境事件で損害賠償の責任が課せられるためには、公害等の発生原因者に故意・過失のいずれかがあることを要するが、故意の有無が問題となる場合は少ない。一方、過失については、一定の状況における行為態様の違反と解するのが一般であるが、その中核は①予見可能性ないし予見義務違反にあるとされる（予見可能性説）、②結果回避可能性ないし結果回避義務違反にあるとされる（結果回避説）が争われている。つまり、①結果の発生を予見できたなら（又は、予見すべき義務に違反したなら）、それだけで過失があるといえるのか、それとも、②予見できた結果についてそれを回避する可能性ないし義務違反がある場合に初めて過失があるといえるのか、が争われているのである。①が伝統的通説、②が判例の立場であっ

たが、今日では、学説上は、基本的には②に依拠しつつ、過失とは、予見可能性を前提とする損害（結果）回避義務違反であるとする見解（予見義務を破綻とする）が多数説となっている。

Q1 大阪アルカリ事件大審院判決は今日どのような意義を有しているか。

この考え方の好立は、「大阪アルカリ事件判決」と呼ばれる大審院判決（大判大正5・12・22民録22輯3474頁〔1〕）に由来している。これは、大阪アルカリ工場という化学工場から排出された塵埃によって農作物に損害が生じたため、その賠償が求められた事件であるが、大審院は、②の立場に立ち、被告が結果を回避するためにかかる費用を重視した。すなわち、この判決は、被告がその事業の性質に従って相当の設備を備えておけば、もはやそれ以上の期待はできないのであって、民法709条にいう故意・過失があるとはいえないとしたのである。この判決は、産業保護に關するものとして當時から学説による強い批判を受けた。

大阪アルカリ事件大審院判決は、今日どのような意義を有しているか。2点指摘できる。第1は、過失の中核が結果回避義務にあることについては、先例の意義を維持していることである。第2は、公害により、生命・身体に危害が及ぶおそれのある場合には、被告が結果を回避するためにいくらか費用がかかるかについては全く考慮されるべきでなく、万一被告の活動の安全性に疑問が生じたときには、被告企業の損害停止義務が認められる立場が四大公害訴訟判決によって示されたことであり（特に、熊本保健第1次訴訟判決（熊本地判昭和48・3・20判例69号15頁〔20〕〕）。この点では、生命・身体に危害が及ぶおそれのある事実についてはもはや先例としての意義を失っている。すなわち、②の立場をとりながらも、回避可能性についての判断基準を厳しくしていけば、過失の成立は容易に認められるのであり、現在の判例はこのような考え方を採用していると言える。

上記第2点は、損害が継続することが当然の前提ではなく、損害の発生を避けるための費用が多くなるから、損害を停止せよというところである。これは、被告に対して非常に厳しい義務を課するものであり、過失の衣を着た無過失責任に課せられたものとも評されている。

Q2 公害に關する無過失責任立法としてどのようなものがあるか。

今日でも行為時の過失を証明することの困難がなくなっただけではない。定型的に危険性を内包している事業は、その危険性に応じた結果回避義務を負っていると考えられるところから（危険責任の論議）、特別法において無過失責任が課せられている。具体的には、鉱業法109条、原子力損害の賠償に関する法律3条、船舶油濁損害賠償保障法3条などがあげられる。また、事業活動に伴う特定原因物質の